

お客さまへ

これは、保険契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり」の抜粋ですので、必ずご一読ください。ご契約後に、「ご契約のしおり／約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。お申付けいただければ事前にお送りします。また、当社ウェブサイト (<http://www.orixlife.co.jp/>) でも掲載しておりますので、ご確認ください。ご不明な点は、パンフレット記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 1. 特に注意していただきたいことから

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」もあわせてご確認ください。

### ■当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません

●当社の社員・生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで対応させていただく者を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(取次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

### ■告知義務について

●告知とは  
お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

### ●告知の方法について

当社所定の「告知書」に、事実をありのままに、正確に、もれなくご記入ください。

### ■正しく告知されなかった場合の取扱いについて

●告知義務違反による保険契約または特約の解除  
告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合、または正しくないことを告知された場合には、責任開始日(復活日および特約の中途付加日を含みます。以下同じ。)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

●責任開始日から2年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には保険契約または特約を解除することがあります。

●告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

### ■詐欺による取消および不法取得目的による無効について

●つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結または復活が行われた場合

・保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結または復活を行った場合

### ■現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について

●現在ご契約の生命保険契約を解約、減額するときには、一般的に保険契約者にとって不利益となります。詳しくは「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」(3 現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について)をご確認ください。

## 2. ご契約に際して

●申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名・捺印をお願いいたします。

### ■保障の開始時期(責任開始)について

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」(5 責任開始時(日)について)をご確認ください。

### ■保険証券の送付について

保険契約が成立しますと保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがら、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

### ■特別条件付によるお引受けについて

●当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。

●以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

#### 【特定障害不担保特約】

- ・視力障害を不担保とした場合  
当社が指定した「視力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。
- ・聴力障害を不担保とした場合  
当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

#### 【特定疾病・特定部位不担保】

この条件を付加した場合には、当社が指定した特定疾病または特定部位について、不担保期間中に疾病入院給付金、手術給付金、先進医療給付金またはがん通院給付金の支払事由に該当しても、お支払いしません。

## 3. ご契約後について

### ■保険料の払込方法について

●保険料は払込期月中につぎの方法で当社へ払い込んでください。

#### ①口座振替で払い込んでいただく場合(年払、半年払、月払)

当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。

#### 【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】

翌月の振替日につぎの金額を再度振り替えます。

・月払の保険契約は2か月分

・年払・半年払の保険契約は同一金額

#### ②クレジットカードにより払い込んでいただく場合(年払、半年払、月払)

・クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれます。

・クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更手続きを行ってください。

### ●保険料の払込方法の変更について

払込方法(経路)、回数(年払、半年払、月払)、振替口座または金融機関の変更を希望する場合は、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。

払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。

### ●保険料の前納について

契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを保険料の前納といいますが、現在は取扱いしていません。

### ●保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。

・保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等\*1により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

#### 【お支払いする額】

すでに払い込まれた保険料\*2のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間\*3の末日までの月数に対応する保険料相当額

\*1 保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

\*2 保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。

\*3 保険料期間とは、保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの応当日からその応当日の前日までの期間をいいます。

#### 4. 給付金について特に注意していただきたい点

■入院給付金のお支払いについて、特に注意していただきたい点を以下に例示します。

<例①>

交通事故で開放骨折をして、その入院の際に肺炎が判明した場合

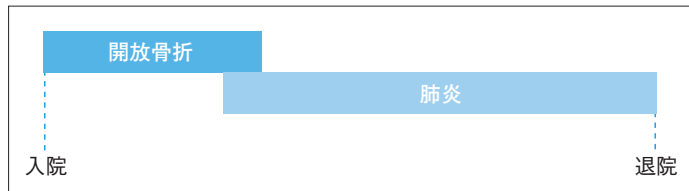


【解説】

疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複する場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。

<例②>

交通事故で開放骨折をして入院、その後に肺炎が判明し、継続して入院した場合

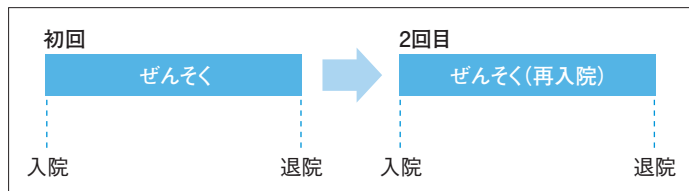


【解説】

災害入院給付金が支払われる期間中に病気による治療を開始した場合、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間の疾病入院給付金をお支払いします。

<例③>

ぜんそくで2回以上の入院をした場合



【解説】

2回以上入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合には、2回以上の入院を1回の入院とみなします（併発している原因を含みます）。当社が1回の入院とみなした場合、2回目以降の入院日数も通算して取り扱います。その結果、1入院の支払限度日数を超過する入院については、入院給付金をお支払いしません。

ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。